

高知県農薬管理指導士認定事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、農薬販売業者及び防除業者（以下「農薬取扱業者」という。）等に対して専門的な研修を実施し、併せて試験等を行うとともに、農薬の取扱い等について指導的な役割を果たすべき者を農薬管理指導士として設定することにより、農薬取扱業者等の資質の向上を図り、もって農薬安全指導の実効性の一層の確保を図ることを目的とする。

(農薬管理指導士の役割)

第2条 農薬管理指導士は、農薬の安全使用等に関し県が実施する研修等に積極的に参加することにより、その資質の維持向上に努めるとともに農薬取扱業者及び農薬使用者に対し、次に掲げる事項の徹底を図るための適切な助言を行うものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適切な使用
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (3) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条及び第26条の規定に基づいた農薬の安全使用
- (4) 農薬の適正な保管・管理
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (6) 県が定めた病虫害防除指針・除草剤使用指針（昭和40年1月制定）に基づく病虫害及び雑草の防除
- (7) その他農薬の安全使用上必要な事項

(農薬管理指導士の受験資格)

第3条 農薬管理指導士の受験資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満20歳以上で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上ある者。
- (2) 満20歳以上で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が2年以上ある者。
- (3) その他、知事が特に認める者

2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、要綱第6条の試験を受けさせないものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条の禁治産者及び同法第11条の準禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられている者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 毒物及び劇物取締法違反者で、登録の取り消し又は業務停止を命ぜられ2年を経過しない者

(農薬管理指導士認定委員会の設置)

第4条 知事は、本事業を円滑に推進するため、高知県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会の組織及び運営については、高知県農薬管理指導士認定委員会設置要領（以下「設置要領」という。）により定めるものとする。

(農薬管理指導士養成研修等)

第5条 知事は、農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者に対し、第2条各号に掲げる事項について適切な助言をするために必要な農薬管理指導士養成研修(以下「養成研修」という。)を実施するものとする。

2 農薬管理指導士の認定期間が満了した農薬取扱業者で、認定の更新を受けようとする者に対し、農薬管理指導士更新研修(以下「更新研修」という。)を実施するものとする。
(農薬管理指導士認定試験)

第6条 知事は、養成研修の受講者に対し、別に定める方法により試験を行うものとする。
(養成研修及び認定試験の免除)

第7条 知事は、全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合及び緑の安全推進協会が行った養成研修と同種の研修及び試験により防除指導員、農薬安全使用コンサルタント並びに緑の安全管理士の資格を有する者、又はこれらと同等以上の知識を有し知事が特に認める者については、申し出のあった者について認定委員会の意見を聴し、養成研修及び認定試験を免除することができるものとする。

2 前項の免除を受けようとする者は、別に定める様式により養成研修の受講申込時に知事に申請しなければならない。

3 前項の申請者に対して更新研修と同程度の研修を実施するものとする。
(認定証の交付及び更新等)

第8条 知事は、第6条及び前条の規定による認定委員会の審査に合格した者に対して、別に定める認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 農薬管理指導士の有効期間は3年とする。

3 有効期間が満了した者が更新を希望し、更新研修を受講した場合は、認定委員会の審査を経て更新するものとする。

4 農薬管理指導士の認定を受けた者は、認定証の裏面を店頭に表示することができるものとする。

5 農薬管理指導士更新希望者のうち、やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、理由書及び猶予申請書の提出により1年間の猶予が与えられる。なお、猶予期間中は農薬管理指導士と認定し、希望者には1年間の有効期間の認定書を発行する。

6 前項の猶予申請は、連続では2回を限度とする。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、農薬管理指導士が農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に違反したり、この要綱に反する等農薬管理指導士としてふさわしくないと認められる行為があった場合は認定を取消することができるものとする。

2 知事は、農薬管理指導士が農薬取扱業務に携わらなくなった場合は認定を取消すものとする。

(雑 則)

第10条 この要綱で定めるもののほか農薬管理指導士認定事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月26日から施行する。

改正 平成 2年 7月 25日
平成 7年 8月 21日
平成 16年 10月 29日
平成 21年 9月 30日
平成 28年 11月 15日
平成 30年 11月 2日
平成 30年 12月 11日
令和 4年 11月 24日